「近代家族的母－子関係」の歴史的系譜

── 戦後西ドイツの家族変動を中心として ──

斎藤　真緒*

本稿では，近年ドイツの家族研究において注目を集めている親子関係における「個人化」というテーマを深めるにあたって，その前提作業として，親子関係の中核をなしてきた「近代家族的母－子関係」のドイツにおける歴史的変遷を検討する。ここでは，「近代家族的母－子関係」が，まず，ドイツにおける近代家族の成立過程において，母性をその論拠とする社会的役割によって意味づけられていたのに対して，戦後の家族変動の過程―「パートナーシップと親性との分断」―において，親性の意味転換の中で新たに意味づけ直される過程が明らかにされる。

キーワード：ウルリッヒ・ベック，個人化，近代家族的母－子関係，親性，子ども願望

はじめに　問題状況及び本稿の課題

ウルリッヒ・ベックが提起した「個人化(Individualisierung)」論は，ドイツの家族研究に大きなインパクトを与えた。彼によれば，戦後「社会国家」の下で集合的意味供給源をなしていた国家・階級が枯渇すると同時に，個人の私的生活にとって重要な意味供給源であった家族や結婚もその有効性を失いつつある[1)]。伝統的諸価値の崩壊―「過去のリガトゥーラからの決別」―にともなって，個人の生き方において比重を増すのが，個人のニーズであり，個人の選択である。「個人化」は，ベック以前においても，ノルベルト・エリアスやマックス・ウェーバーらによっても展開されたモチーフであるが，今日の「個人化」は，社会構造に及ぼす影響（「大衆的性格」），あるいはその「政治的潜勢力」[2)]という点において，従来とは全く異なる意味を持っているとされている。戦後の「個人化の波」は，政治や経済といった公的領域における目に見えるかたちでのドラスティックな社会変動のみならず，微細な個人の日常生活にも作用する。ベック自身も家族生活や男女関係の変化にしばしば言及しているが，ドイツの家族研究の領域においても，「個人化」論が家族変動の説明変数として積極的に受容されていった。とりわけ「近代家族」から「ポスト近代家族」への移行過程を明らかにする作業において，個人のライフスタイルの変化，とりわけ女性のライフコースの変化を捉える際の重要な変数として「個人化」概念が用いられている。そこでは，もはや個人を方向づけるものが存在しなくなり，個人の生き方をパッチワークのようなつぎはぎの生涯設計とする見解もある。

では，「個人化」された後の個人のライフス

＊立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

タイル，あるいは新しい人間関係とはいかなるものなのだろうか。ベックは，「個人化」を３つの分析次元に分類し，社会的結びつきからの解除（第一の次元），行動・知識・信仰が有していた確実性が失われる（第二の次元）過程を経て，社会の中に全く新しいやり方で組み込まれる「再統合」（第三の次元）を措定している[3)]。しかし，「個人化」論においても家族研究においても，「個人化」を媒介として個人を取りまく人間関係がどのように変化し，いかなる関係性が新たに構築されるのかという点については，十分検討されていないのが現状である。またドイツの家族研究では，私的な人間関係の安定性がしばしば報告されており，ハンス・ベルトラムは，こうした研究状況を「個人化」論と家族研究との「分断」[4)]として捉えている。とりわけ，パートナー関係のような対等性が十分保障されにくい親子関係あるいは「親性(Elternschaft)」の問題をめぐっては，「個人化」の適用可能性そのものに疑義が呈されている[5)]。「個人化」は，親子関係にも浸透するのであろうか，あるいは「個人化された親性」によって，どのような新しい親子関係が創出されるのであろうか。

親子関係における「個人化」という研究課題を深めていくにあたって，その前提作業として，本稿では，ドイツにおける親子関係の歴史的変遷を母－子関係という側面から取り上げる。

母－子関係をめぐる政治・社会状況

なぜ母－子関係に注目するのか。

一つは，「個人化」論がドイツのアカデミズムに登場した1980年代の政治状況にその理由がある。1982年，旧西ドイツにおいてコールを首班とするキリスト教民主同盟（ＣＤＵ）とキリスト教社会同盟（ＣＳＵ）による連立政権が誕生した。政権の中核となったＣＤＵは，すでに1970年代後半において，『マンハイム宣言』（1975年）および『基本綱領』（1978年）の中で，「新しい社会問題」を国内政治の中心課題として位置づけた。ここで言う社会問題とは，従来の「労働と資本」という「古い社会問題」に代わって，「組織された利益」と「組織されていない利益」，「職に就いている者」と「職に就いていない者」，「都市」と「農村」との間の対立[6)]を指しており，高齢者，子どものいる母親，障害者といった未組織の少数者に対する保護の必要性が強調されている。綱領策定にも大きく関与していたハイナー・ガイスラーは，コール政権において家族大臣に就任し，「家族の強化」を家族政策の中心に位置づけた。ここでは，育児手当の給付やパートタイム労働の奨励などを通じて，職業労働と家事労働とを等価値と見なすことによって，女性を労働市場から家庭に戻すことが意図されていた。コール政権の家族政策の方向性は，当時深刻な社会問題として取り上げられていた，出生率の低下や離婚の増大に示される「家族の崩壊」の危機に対する対応であり，母－子関係を軸とした家族の建て直しに他ならなかった。また，高度に発達したメディア・テクノロジーによって家族領域に「グローバルなもの」が侵入しつつある様を思い浮かべれば[7)]，今日の母－子関係は，国内政治のレベルにとどまらず，グローバルな規模での「イデオロギーの戦場」としての家族というコンテクストにおいて捉えなければならない。

さらに今日の母－子関係をめぐっては，生殖テクノロジーというもう一つの大きな問題がある。生殖テクノロジーのめざましい発展によって，「産み育てる」ことを一手に引き受けてき

た母親を，卵子を提供する女性，出産する女性，そして養育する女性という３つの要素にまで解体することが可能となり，これは，従来不変の結びつきと見なされてきた母－子関係をその根本から問い直すことを意味する。さらに子どもをめぐる決定は，「産む／産まない」という次元だけではなく，どのような「質」の子どもを産むのか―ハンディキャップをもった子どもを産むのか否か―という次元で検討することを迫られている。このことは，母－子関係をめぐる全く新しい「社会」現象であるといえる。

つまり母－子関係をめぐる問題とは，今日的な社会問題なのであり，したがって，「個人化」と母－子関係の関係性という問題は，単に家族社会学における理論的課題としてだけではなく，今日の社会的・政治的コンテクストの中に位置づけられなければならない。

研究対象としての母－子関係

母－子関係の成立は，いわゆる近代におけるかわいがりと教育の対象としての「子ども」の誕生と密接に関連している。こうした研究視角の確立にとって，フィリップ・アリエスによる多大な功績は周知の事実となっている[8)]。つまり，子どもというタイアドにおける一方の極が見いだされたことに対応して，生物学的理由から，子どもに対して愛情を注ぎ育てるもう一方の極に母親としての女性が位置づけられた。さらにもう一つ，母－子関係成立の必要条件は，母－子関係が具体的に形成・展開される「家族」領域の登場である。ドイツにおける家族領域の成立は，18世紀の産業革命および人口増大による経済構造の転換と軌を一にしている。公／私の領域分離によって登場した家族，すなわち近代家族は，市民社会および国家の「前提」とされ，市民社会の次の担い手たる「新しい市民」としての理性的人間の養育をその任務として与えられた。業績主義・競争原理に基づく市民社会から遮断された「対抗構造」としての性格を付与された近代家族は，感情共同体，とりわけ子どもの人格の発達―社会化―にとって重要な機関となる[9)]。

近代家族における親子関係には，母－子関係の他に父－子関係が存在する。近代家族における父－子関係は，相続等の法律上の手続きにおいて家族外部との関係においてしか表面化することはなく，しかも家長たる父親が子どもの代弁者であった。ここで重要なことは，子どもの養育の主たる担い手には，暗黙の前提として家族領域に囲い込まれた女性が想定されていたという点にある。女性は，分娩という生物学的・客観的理由から，母性をその源泉とする愛―母性愛―を子どもに注ぐことが自明のこととされた。つまり，母－子関係の原型とは，近代家族の登場とともに意識化された「近代家族的母－子関係」にあり，この「近代家族的母－子関係」こそが，近代家族における親子関係の中核をなしているのである。このことは，本来多様であるはずの女性と男性と子供との三者の関係構造が，「母性」を媒介とする特定の結合様式―「近代家族的母－子関係」―に回収・矮小化されてしまったということを意味する。つまり研究対象としての母－子関係とは，まさに「近代家族的母－子関係」に他ならない。

従来「近代家族的母－子関係」については，大きく分類して二つのアプローチが試みられてきた。一つは，「子どもの発達」という視点からのアプローチであり，発達心理学における母－子関係の意義に関するものである。フロイト精神分析学およびボウルビィの母性剥奪理論

以降，発達心理学において，親＝母親という理論的構図が所与のものとして導入されてきた。したがって従来の発達心理学は，乳幼児期における母－子関係を子どもの発達における最も重要な変数と見なし，その意義を再生産する役割を果たしてきたと言える。

もう一つの「近代家族的母－子関係」の研究潮流は，「母」という極からのアプローチであり，これは主にフェミニズムにおける母性イデオロギー批判として展開されてきた。母性が自然なものではなく，社会的につくられた一つの感情であるという発見は，従来「自然」なものと見なされてきた「近代家族的母－子関係」の理解にも大きな影響を及ぼした。また，発達心理学においても，近年ジェンダー概念が積極的に用いられ，父－子関係研究―父親の「再発見」―という新しい理論的な展開が進行している[10]。しかし，「個人化」過程の一部であるフェミニズム[11]も，前述した「個人化」の親子関係への作用，とりわけ「近代家族的母－子関係」以降の新しい母－子関係のあり方についてはほとんど言及していない。

本稿では，ドイツにおける「近代家族的母－子関係」の歴史的変遷を，主に戦後西ドイツの家族変動との関連性において再構成してみたい。なお，ドイツ統一以降の状況については，別途改めて論じることとする。

1　ドイツにおける近代家族の成立

（1）家族概念の成立

ドイツにおいて，夫婦及びその子どもから構成される「家族(Familie)」概念が社会に浸透し始めるのは18世紀以降である[12]。そもそも「家族」という概念が登場するまでは，ドイツ語において親子関係を示す言葉はなく，家父と家母が共同管理する「家(Haus)」概念が一般的に用いられていた。そもそも，「家族」の語源となるラテン語の「ファミリア」がひとつの家に暮らす人々の全体を指していたのに対して，「家」概念は，建物も含むより包括的な概念であった。また，「家」には，「家族」とは異なって，親族や，親族関係にない下男・下女・職人・徒弟といった者も含まれていた[13]。

夫婦とその子どもから構成される家族は，18世紀から19世紀にかけて急増していた市民層，その中でも「財産と教養」を存立基盤とする上層市民（官史，学者，芸術家，商人など）を中心に，現実の家族形態として普及していったと考えられている。これがドイツにおける近代家族の成立と見なすことができる。しかし当時，ドイツの社会には多様な家族形態が存在しており，とりわけ地域格差・階層格差が大きかったと考えられている[14]。家族史の分野では，こうした近代家族の階層特有性に配慮して，「近代家族」よりも「市民的家族／ブルジョア家族(bürgerliche Familie)」という概念がしばしば用いられている。したがって以下本稿で用いる「近代家族」とは，この「市民的家族」の家族形態および理念のみを指すこととする。

（2）理念としての近代家族と親子関係の原型

ドイツにおける近代家族の成立過程を検討するにあたって，特に重要なのは，家族形態の現実的な普及の度合いよりもむしろそれを支える理念であり，その社会的影響力の度合いである。

ドイツを含む近代ヨーロッパの結婚と家族を検討する場合，何よりもまず，その理念におけるキリスト教の影響を看過することはできな

い。古代ゲルマン法では，結婚とは「購買婚」，すなわち家長による花嫁の花婿への引き渡しを意味していたのに対して，キリスト教の影響によって，初めて結婚が当事者の意思に基づいて結ばれるものとなった[15]。キリスト教において結婚とは，「神から与えられるもの(Stiftung Gottes)」であるがゆえに最も「根本的な価値概念」[16]であり，結婚の真の意味での実現は家族にあると考えられていた。夫婦は，秘蹟婚によって，生涯にわたって相互責任に基づき共同生活を営むものとされた（結婚の「非解消性(Unlösbarkeit)」）。またキリスト教は，夫婦関係のみならず，親子関係のあり方にも大きな思想的影響を及ぼしている。カトリック教会では，結婚の究極的な意義が子どもにあると考えられていたし，プロテスタント教会においても，子どもは結婚の必然的産物であり，夫婦の結びつきをいっそう強めるものだと理解されていた。このことからも分かるように，キリスト教は子どもに特別な地位を与えていたと言える。

宗教改革を発端として，結婚は，教会から国家という世俗権力の手へと次第に移行する。世俗化に大きな影響を及ぼしたのは，ドイツではカントに代表される近代啓蒙思想であるが，それにも増して親子関係についてはヘーゲルの影響が非常に大きかったと考えられる。ドイツの近代家族の形成過程における啓蒙思想および観念論の思想的影響という問題は別稿に譲らなければならないが，ここではヘーゲルの家族論およびその中での親子関係の位置づけについて簡単に触れておく。

ヘーゲルは，家族とは愛(Liebe)を基盤とする感受性の領域であると考えた。婚姻は，国家の基礎・細胞として，長期的な安定を必要としており，この安定は感情の変化によって妨げられてはならないと考えられていた。婚姻は本質的に愛に基づくモノガミーであるが，それは単なる自然的な男女の性的関係ではなく，儀式および他者からの承認によって人倫的関係にまで高められる必要がある。それゆえに，カントが，独立した個人を主体とする相互契約に基づく結婚および家族像を描いたのに対して，ヘーゲルは，カントによる自由意思による相互契約としての婚姻という考え方も，婚姻と愛情の一体化というロマン主義的な考え方も退けて，婚姻を精神的・道徳的関係として捉えたのである。

またヘーゲルは，夫婦が相互に自らの全人格を婚姻関係に投入しなければならないと考えた。こうした夫婦の一体性を客観的に示すのは「共有資産」と「子ども」である。とりわけ子どもは，夫婦にとって愛すべき対象になり，子どもを愛することによって夫婦が互いに愛し合うことになる対象である。子どもにおいて婚姻の一体性が顕現し，子どもにおいてのみその一体性は確証される。それゆえに，子どもは扶養され教育される権利を持っているとされている[17]。

山田昌弘氏は，ヘーゲルの家族論の中に近代的親子関係の基本的モデルを見いだし，近代における「親に子育てを強要するという権力」装置のメカニズムを解明した[18]。しかしここで注意しなければならないのは，このモデルが近代における親子関係一般として捉えられている点である。細谷実氏が指摘しているように，ヘーゲルの家族論は，その実際のイメージにおいて，独立・平等な個人による契約ではなく，生物学的特性に基づく非対称的な男女による婚姻に基づいている。つまり子育ては夫婦の共同作業ではなく，むしろ母性愛をその根拠とする女性の一方的な「全人格的な没入」を要請すると考え

られている。田村雲供氏は，貴族および市民層における子どもの教育における家事使用人の排除，および体罰に対する批判という点から，18世紀ドイツにおける親子関係の「質的転換」を指摘している[19]。とりわけ母親は，「子どもの特徴や才能を感じ取り，子どもの個性的な素質や気質をいち早く見ぬき，それに配慮を与え」[20]ることを使命とされた。つまり，ヘーゲルの親子関係モデルは，ドイツの歴史的文脈の中で，実際には自然かつ排他的な「近代家族的母－子関係」として，特定の階層に普及していったのである。

（3）法制度にみる近代家族

市民層に浸透していった近代家族には，生殖および出産，子どもの社会化，家族構成員の生物学的・心理的扶養がその社会的機能として付与されており，その担い手には女性が想定されていた。また親子関係については，主に二つの観点から，子どもの親への所属が期待されていた。一つは生物学的属性であり，これは生殖原則および血縁関係を示すものである。そしてもう一つは，子どもの合法的属性であり，嫡出性によって裏付けられた親子関係であることが求められた。このように，他の社会諸集団から機能的に区別された独自の規範統一体として，近代家族は自らを社会秩序と関連づけるために，新しい法，すなわち家族法を必要とするようになる。

フランス革命の５年後，1794年２月，「プロセイン一般ラント法」が発効する。この法律は，「家」から「家族」への「過渡的性格」[21]を反映しており，家父長による子どもの結婚規制や隷農に対する領主の結婚承認権など，身分制の伝統が残っているにもかかわらず，婚約及び婚儀は，当事者間の合意に基づく民事上の契約行為として位置づけられ，近代家族の前提となる啓蒙主義的な結婚観が部分的ではあれ表明されている。ここでは，婚姻の目的は「生殖」にあり，「共同の事項については夫が決定権を持」つ。また，親子関係については，子どもの結婚規制という伝統的要素とは別に，子どもの養育が親の義務として具体的に規定されていると同時に，子どもは親に畏敬と恭順の義務を負うとされている。法律上の親子関係は家長たる父親と子どもとの関係を中心に構成されているが，特筆すべき点は，「健康な母親は自らの母乳で育てよ」という母－子関係に関する規定である。４歳児までの幼児については，父－子関係よりも母－子関係が法律上も重視されており，子どもの養育については母親が絶対的な決定権を有していた。この規定は，まさに生物学的特性に由来する女性の「本性」に基づく母－子関係，すなわち「近代家族的母－子関係」の法的表現と見なすことができる。

その後，1900年に施行された「ドイツ民法典」において，ドイツの近代家族が法制度として確立する。ドイツ民法典は，婚姻上の共同生活において夫があらゆる決定権を掌握し，その職業生活によって妻子の扶養を行うという，近代家族の家族イメージを忠実に反映している[22]。具体的な規定を見てみると，まず，婚姻生活において生じるあらゆる問題は夫の決定権に委ねられており，妻は原則として家事を担当し，所得活動に従事することは例外と見なされていた。所得活動は夫の役割であり，妻の所得活動には，「婚姻と家族における妻の義務と一致する限り」という制約が課されていた[23]。夫の所得活動と妻の「家政管理」が対等な価値を持つ活動として位置づけられており，妻には日常家

事処理権，いわゆる「鍵の権能」が認められていた。女性の役割は，３Ｋ－「子ども(Kind)，台所(Küche)，教会(Kirche)」－と呼ばれており，こうした性別役割分業に基づいて女性を家庭領域に拘束する結婚は，しばしば「主婦婚」と称された。

主婦婚を典型とする近代家族の理念は，ワイマール憲法にも基本的に継承されている。ワイマール憲法では「婚姻は家族生活および民族の維持・増殖の基礎として憲法の特別の保護を受ける」という規定があり，国家の土台としての婚姻という考え方は，戦後ボン基本法における国家の土台としての家族という考え方へと発展する[24)]。また，非嫡出子の地位改善といった現代的な改良も進められたが，ドイツ民法典の流れから大きく逸脱することはなかった。

さらにドイツにおける「近代家族的母－子関係」の展開を見ていくにあたって，戦前の女性運動における母－子関係理解，母性理解が重要な位置を占めている。ドイツでは，他の欧米諸国と異なって，第一期女性運動の主流に位置したのはブルジョア女性運動穏健派であり，この運動を支える思想的基盤が母性主義であった[25)]。母性主義フェミニズムとしてのブルジョア女性運動穏健派の思想は，「近代家族的母－子関係」の根拠たる女性の母性という使命を守ることだけに限定されるものではない。母性主義フェミニズムは，母性をより積極的に社会全体に普及させることを目指していた。母性は，「自然」とのアナロジカルな結合によって，業績主義，機械化，物象化を押し進めた近代主義に対抗しうるものとして，精神や調和を重んじる社会的価値にまで高められ，単に女性の天職を全うするためのものとしてだけではなく，近代文明の弊害を払拭するものとされた。こうして母性は，単なる女性の社会進出の基盤から，社会全体を変革するための普遍的原理にまで高められることになった[26)]。また，本稿で展開することはできないが，当時のプロレタリア家族の「近代家族的母－子関係」の受容過程において，母性主義フェミニズムが重要な役割を果たしたということも付け加えておかなければならない[27)]。

2　戦後西ドイツの家族変動

（1）近代家族の興隆

1933年政権を奪取したヒトラーは，国家以外の自律的諸組織を解体する「均制化」過程において，家族も廃棄しようと努めた。しかし，家族は社会において唯一の労働力の世代的再生産の機能を担う組織であるがゆえに，国家代表たる総統を補完する限りにおいて家族を承認する結果となった[28)]。また，ナチスは，女性に対して，子どもを産み育て，国家・民族共同体の一員として送り出すことを本質的な任務として与えており，こうした観点から，妊産婦相談所の設置，堕胎の未然防止活動，未婚の母の保護など，「母親と子ども」の福祉に対する様々な施策を実行した[29)]。女性は，子どもとの関係，すなわち「近代家族的母－子関係」の枠組みに則った上で，その存在意義を国家によって承認された。

第二次世界大戦後，社会的荒廃および既成の価値観の崩壊の中で，家族も大きな打撃をうけた。しかしその一方で，ナチズムによる人種差別的な諸策から決別すると同時に，家族は国民統合の唯一の単位として位置づけられ[30)]，意図的に救出することが試みられる。このことは，情緒共同体という近代家族の理念という観点からだけではなく，むしろ物質的苦境という状況

の下での，食料や居住空間といった諸資源の共有，各構成員の献身性の要請という意味合いにおいて，積極的に家族強化が図られた[31]。

ナチスからの決別および社会の基礎単位としての家族の強化は，戦後復興に如実に示されている。米英ソ仏の占領管理下において，さっそく1946年２月，管理最高機関である管理委員会によって，管理委員会法律16号として新しい「婚姻法」が制定され，ナチス期の婚姻法，とりわけ人種差別や遺伝的疾病患者との婚姻禁止に関する規定が削除された。

1949年５月に施行された「ドイツ連邦共和国憲法（以下，ボン基本法）」では，６条第１項において，家族がドイツ史上初めて国家の保護の対象となった[32]。婚姻と家族とは，「ドイツ法秩序の本質的組織」であり，「親の権利」の制度的保障がそれに続いた。また，産む性としての女性に対しては，「共同社会の保護と配慮を請求する公的な権利」が保障された。

母性保護法の制定の一年後，1953年には「家族問題連邦省」が設置され，大臣には，ヨゼフ・ヴェルメリンクが任命された。ヴェルメリンクは，50年代後半から60年代初頭にかけて，住宅政策（持ち家建設促進や多子家族への優先貸付），子どもに関するコストの均衡（児童手当の導入，有子家族の所得税減免，公的年金における児童加算），離婚によって遺棄された妻子の保護といった一連の家族政策を実行した[33]。

さらに，ボン基本法における平等条項（ボン基本法３条２項における男女平等規定）をうけて婚姻法の改正がおこなわれ，1957年６月，いわゆる「男女同権法」が制定された。男女同権法では，財産面において従来の夫優位の権力構造が部分的に修正されたが，妻の役割が家庭にあることに変わりはなかった。妻は，「自己の責任において家計を執行する。妻は，婚姻と家族における自己の義務と一致する限りにおい

図１　1950年代から1988年までの婚姻締結数[1)]

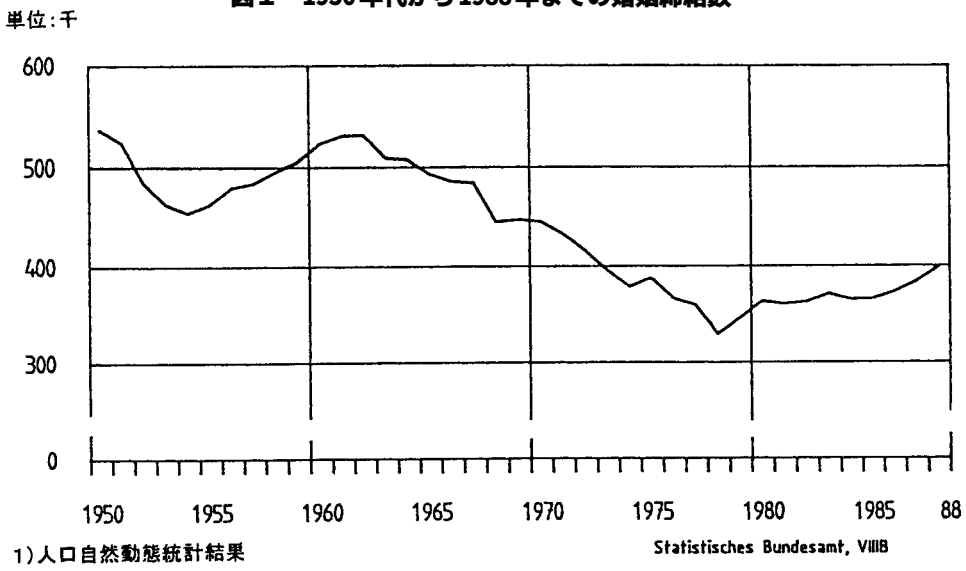

出典：Statistisches Bundesamt, *Familien heute: Strukturen, Verläufe und Einstellungen,* Metzler-Poeschel Stuttgart, 1990, S.98.

表１　年齢別離婚数

	1956年		1960年		1970年		1980年		1988年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳以下	7	408	3	355	17	856	25	375	43	320
20－25歳	2,447	5,909	3,121	7,683	5,023	12,968	4,844	13,017	4,707	12,173
25－30歳	9,090	9,655	9,537	10,126	16,976	18,148	17,835	22,667	20,469	28,120
30－35歳	8,506	9,440	9,947	8,546	18,829	16,478	20,985	19,005	25,573	25,908
35－40歳	6,165	6,126	7,409	7,909	11,654	9,404	18,058	14,975	24,069	22,104
40－45歳	6,349	5,749	4,930	4,782	8,941	7,159	15,550	12,443	19,127	15,785
45－50歳	5,869	4,373	5,112	4,337	6,063	5,645	8,186	5,938	17,618	13,289
50－55歳	3,871	2,468	4,183	2,817	3,238	2,638	5,077	3,483	9,708	6,452
55－60歳	2,152	1,168	2,520	1,402	2,774	1,816	2,775	2,341	4,007	2,491
60歳以上	1,593	753	2,068	864	3,005	1,408	2,887	1,978	3,408	2,087
総数		46,101		48,878		76,520		96,222		128,729

出典：Statistische Bundesamt(Hg.), *Familien heute: Strukturen, Verläufe und Einstellungen,* Metzler-Poeschel Stuttgart, 1990, S. 126.

て，職業活動をおこなう権利を有する」とされている。つまりドイツ民法典の性別役割分業を前提とする主婦婚の考え方は維持されたままであった。主婦婚という家族イメージは，戦時中労働市場に流出した女性にかわって，戦地から帰還した男性に職場を提供するという労働力政策とも合致しており，こうして，戦後復興以降の一連の社会制度改革過程において，「主婦婚」を基本とする家族の強化が戦略的に位置づけられていったと考えられる。

戦後復興を経て，安定的な経済成長に支えられながら，実質収入・生活水準・居住環境が改善される中で，政治的な家族強化が功を奏し，婚姻締結数は60年代前半をピークとして増加した（図１）。つまり戦後になってようやく，理念としての近代家族が，階層特有のものとしてではなく，実際の家族形態としても広範な住民集団に普及していったのである。しかしドイツ近代家族の「黄金時代」[34]も長くは続かなかった。60年代末，学生運動から派生した女性運動は，性別役割分業を基軸とした家族の権威的構造にも影響を及ぼさないはずがなかった。こうして西ドイツにおける近代家族の興隆は，非常に短命のうちに幕を閉じる結果となった。

（2）戦後の家族変動：「非婚生活共同体」の登場

広渡清吾氏は，戦後の家族変動を，婚姻の「非法化(Entrechtlichung)」[35]あるいは法制度としての婚姻の衰退として，次の二点から明らかにしている。ひとつは，法制度としての婚姻そのもののが利用されなくなる傾向であり，もう一つは，締結された婚姻の制度的拘束力の弱化である[36]。

まず後者の婚姻の制度的拘束力の弱化であるが，こうした傾向は離婚の増加に端的に現れている（表１）。この点については，以下で詳述するが，離婚法の改正（1976年）にともない，

完全な破綻主義が採用されたことが，こうした傾向を制度的に助長したと考えられる。

前者については，60年代後半以降，婚姻締結数は減少している（図１）。婚姻締結数の減少にかかわって，初婚平均年齢の上昇，教育期間の長期化，再婚数の減少なども指摘されている。とりわけ注目すべき点は，若い世代を中心として，従来の家族のあり方に拘束されない，より対等で自由な関係が追求されるようになり，制度的な結婚手続きをとらない「新しいパートナーシステム」[37]が法律婚に対置されていることである。こうした新しい関係については，「非婚生活共同体 (nichteheliche Lebensgemeinschaft)」，「証明書なき結婚 (Ehe ohne Trauschein)」など，さまざまな用語で語られているが，一般的には法律上の手続きを経ない男女（場合によっては子どもも含む）から構成されるパートナー関係を中心とした世帯を示している（表２）。法律上の結婚手続きでは，戸籍役場で結婚証明書が公布される。第二次世界大戦直後，「おじさん婚」あるいは「年金婚」とよばれる結婚手続きをとらない結婚が増大したが，これは，戦争未亡人の遺族扶助料の受給資格問題など関連で生じたケースであり，一時的な傾向であったと考えられている。これに対して，新しいパートナーシステムとしての「非婚生活共同体」は，60年代以降増加傾向にあり，パートナー関係における一つの選択肢としての地位を獲得している。このことに関して，ローゼマリー・ナーヴェ＝ヘルツが指摘しているように，「非婚生活共同体」の特徴は，特定の階層あるいは特定の教育を受けた人においてのみ見受けられるものではない。また「非婚生活共同体」の増大については，「実験婚」という言葉に示されているように，結婚の前段階として捉えている場合がある[38]。こうした見解に対して，ナーヴェ＝ヘルツは，「非婚生活共同体」を３つのグループ（①インフォーマルなレベルにおける生活様式，②結婚までの過渡的な生活様式，③結婚制度に対する意識的なオルタ

表2　旧西ドイツにおける非婚生活共同体

		1972年	1982年	1987年	1988年
総数		137,000	516,000	778,000	820,000
内訳	こどもあり	25,000	71,000	90,000	97,000
	こどもなし	111,000	445,000	688,000	723,000
男性の年齢別	18－26歳	20,000	148,000	184,000	196,000
	26－36歳	21,000	127,000	298,000	310,000
	36－56歳	31,000	115,000	206,000	223,000
	56歳以上	65,000	76,000	89,000	91,000
女性の年齢別	18－26歳	26,000	231,000	311,000	316,000
	26－36歳	15,000	118,000	223,000	247,000
	36－56歳	42,000	91,000	155,000	172,000
	56歳以上	53,000	75,000	88,000	85,000

出典：Statistische Bundesamt(Hg.), *Familien heute: Strukturen, Verläufe und Einstellungen,* Metzler-Poeschel Stuttgart, 1990, S.20.を参照しながら筆者が作成。

ナティブとしての生活様式）に分類した上で，結婚とは全く異なる性質③を強調している[39]。

また，「非婚生活共同体」には「脱制度化」[40]という側面がある。従来の婚姻締結は婚約および結婚セレモニーを伴っており，このことは，他者に対する二人の関係の開示のみならず，社会的役割の継承を含む社会秩序への「加入儀式」であり，社会システムの再生産機能の一部を構成していた[41]。これに対して，「非婚生活共同体」ではしばしばこうしたセレモニーが行われない。このことは，パートナー関係および対外的な関係における「不確実性」と結びついており，パートナーシステムの脱制度化を引き起こすと考えられている。さらに「非婚生活共同体」の増大は，非嫡出子の問題なども含めて，実際に法的対応が検討される段階にまで到達している[42]。

「非婚生活共同体」の登場は，パートナー関係を中心とする家族変動であり，パートナー関係における「個人化」の浸透によるものである。このことは，従来「主婦婚」によって規定されてきたパートナー関係のあり方が，ますます個人の選択の問題となり，離婚・同棲・再婚など，「分断と再出発」[43]を繰り返しうる関係になりつつあることを意味している。こうした変化は，とりわけ女性のライフコースにおける「個人化」と密接に関連している。エリザベス・ベック＝ゲルンスハイムは，教育・仕事・セクシュアリティといった領域での女性のライフコースの変化を「他者のための存在」から「自分自身の人生」の可能性への転換[44]として捉えている。女性の就業率は，戦前から一貫してほとんど変化していないが，60年代以降小さな子どもをもつ母親の就業が増加傾向を示し始めている。このことは，単なる経済的理由のみならず，女性にとって家庭外就業が，結婚までの「つなぎ(Zwischenphase)」以上の意味を持ち始めていることを意味しているといえよう。

（3）家族法の改正

パートナー関係を中心とする族変動によって，戦後西ドイツの家族を法律面から支えてきた民法典第４編は，元の形をとどめないほど「頻繁かつ広範に修正」[45]を加えられる。

まず1976年の婚姻法および家族法の改正では，離婚法における破綻主義の採用，離婚後の生活保障，家庭裁判所の設置などと同時に，婚姻における男女同権，例えば婚姻締結の際の氏の選択制の採用，夫婦の協力義務および「鍵の権能」の廃止などが実現した。とりわけ妻の家庭外での就業が権利として認められるようになると同時に，家事が夫婦双方の義務として位置づけられたことは[46]，性別役割分業に基づく主婦婚からの脱却の足がかりとなった。さらに男女平等に関しては，家族法改正以降も，1979年の母性休暇法，1980年の男女平等待遇法[47]（職場における男女平等）などの施行がすすみ，あらゆる社会領域における男女の対等性が法律上保障されるようになった。

法改正を見る限りでは，従来のパートナー関係における家父長的な支配・従属関係が改善されつつあることが確認できる。しかし，パートナー関係の変化を中心とする家族変動を，親子関係にそのまま適用することはできない。なぜなら，パートナー関係においては，大人同士の対等性を確保しうる可能性がひらかれているのに対して，非対称的な親子関係には，養育・教育という観点から二者間の対等性が十分に保障されないからである。このことはハルトマン・チュレルの次の一文に集約されている。

「一緒に暮らすことが耐えられない夫とは『解約』できるが，子どもとは簡単に『解約』することはできない」[48)]

次章では，80年代の家族社会学における親子関係の研究を手がかりとして，戦後西ドイツの家族変動と親子関係との関連性について検討していく。

３　家族変動と「近代家族的母－子関係」

（１）戦後西ドイツにおける親子関係の変化

イボンヌ・シュッツによれば，西ドイツにおいて近代家族が普及した1950年代において，家族に対する社会的・政治的関心が高まったにもかかわらず，当時アカデミズムおよび連邦政府の家族政策双方に大きな影響力を有していたヘルムート・シェルスキーの研究を見ても，研究対象としての親子関係は，周縁的な位置づけしか与えられていなかった。とりわけ母－子関係については，子どもの年齢にかかわりなく「自然で信頼に満ちた関係」と見なされてきた。したがって，子どもの将来に対して親がいかにして影響力を行使するか，あるいは子どもが社会的地位のヒエラルヒーにおいてより上位のポジションを調達するために親がいかなる手段を用いるのかといった問題に関心が寄せられる程度であった[49)]。実際に戦後復興期には，物質的困窮のなかで家族の再興を図るために，家族の全構成員が精力的に働き，家族に貢献することが重んじられており，子どももその「協力者」として位置づけられていた。しかし，経済成長に支えられて家族が安定化するにしたがって，親子関係は，近代家族の理念にも示されているように，子どもの自立性の尊重に基づく養育という点から再び意味づけ直される。当時，例外的に親子関係に注目したゲルハルト・ブルツバッハーは，子どもが中心的位置を占めているのか，そして子どもの自立性がどの程度尊重されているのかという２つの基準に基づいて，134の家族の親子関係を３つの類型（表３）に分類した[50)]。この類型に従えば，戦後近代家族の興隆期において，子どもは，家族の安定化に寄与する協力者としての立場から，自立性を重んじられる立場へと移行した。こうした子供の位置づけの変化は，法律においては，権利主体としての子どもの登場と関連して，親による権威的支配関係の転換として理解されている[51)]。

こうした変化を，親子法の改正過程から振り

表３　ブルツバッハーにおける親子関係の三類型

類型	子どもに対する強力な親権	子供中心主義	夫婦関係の尊重
下位集団における子供の位置づけ	補足的労働力としての子ども	子どもおよび親の社会的地位の獲得を目的とする	子どもの発達および生涯設計における子どもの自主性の尊重
	経済的・精神的負担としての子ども	子どもに対する教育・職業訓練への努力	
	（親の）社会的威信の維持・獲得のための道具としての子ども	希薄化した夫婦関係の代替物としての子ども	

出典：Gerhard Wurzbacher, *Leitbilder gegenwärtigen deutschen Familienlebens*, 1958, S. 161を参照して筆者が作成。

返ってみよう。まず，1969年８月，「非嫡出子の法的地位に関する法律」が制定され，非嫡出子と嫡出子との法的地位における平等化が明文化された。また，1976年７月の「養子縁組およびその他の規定の変更に関する法律」では，「完全養子縁組」が導入され，血縁に基づく生物学的親子関係を子どもをめぐる基本的関係と見なすのではなく，より社会的・文化的な第一次的社会単位として位置づける必要性が確認された[52]。さらに1979年には，「親の監護に関する法の新規整のための法律」によって，親子関係は，権力関係(Gewaltverhältnis)ではなく，配慮関係(Sorgenverhältnis)であることが明文化され，監護の際には，子どもとの協議および了解が必要となった[53]。親の権利はより狭い範囲に限定される一方，子どもは，ますます「独立で責任ある行為を行う能力と必要の増大を顧慮」されるべき存在として位置づけられるようになり，教育や就職といった局面において，より多くの法的権限を獲得した。子どもの意思を尊重するこの法律は，親子をめぐる法的関係の大きな転換点として位置づけられている[54]。

さらに，親子関係，とりわけ母－子関係に関連する法律上の大きな問題として，中絶（刑法218条）をめぐる問題がある。そもそも西ドイツにおける戦後女性運動は，中絶反対運動として出発した。当時のスローガン「私のおなかは私のもの！」に典型的に示されているように，女性運動への参加者は，母－子関係の問題を自らの身体に対する自己決定権として位置づけた。このことは，産む性であるという生物学的理由によって，子どもの養育を一任された女性が，母性愛によって「産み育てる」ことを運命づけられた「近代家族的母－子関係」の問題を，「産む／産まない」というレベルから問い直すことを意味していた。「近代家族的母－子関係」では一続きの過程と見なされてきた「産み育てる」という行為を，自己決定権という観点に立って，「産む」行為から「育てる」行為を切り離すことに成功したことによって，女性運動は，母－子関係を女性自身で意味づける決定的な転換点となった。しかしこの運動は，当時の西ドイツの社会構造との対峙の中で，「産まない自由」を確立することを第一義的課題としていたために，「育てる」行為の問題，すなわち「近代家族的母－子関係」以降の新しい母－子関係，あるいは母－子関係以外の多様な女性と子どもとの関係性，あるいは男性と子どもとの関係を追求するまでには至らなかった。

（2）パートナーシップと親性(Elternschaft)との分断

前節で確認されたような戦後西ドイツの親子関係の変化は，家族研究においてどのように捉えられたのであろうか。

子どもの自立性をキーワードとする親子関係の変化にとって，とりわけ大きな意味を持ったのは，心理学の興隆であった。ボウルビィやウィニコットに代表される発達心理学は，西ドイツの家族研究における親子関係，とりわけ母－子関係の意味づけにも大きな影響を及ぼす結果となった。つまり，子どもが独立した人格として捉えられる過程は，同時に，その人格の発達における養育の重要性が強調される過程でもあった。母－子関係は，子どもの肉体的・精神的成長の決定的な変数して重視されるようになり，とりわけ乳幼児期という初期母－子関係のあり方，具体的にはその情緒的結びつきの「質」が子どもの発達を規定すると考えられるようになった。イボンヌ・シュッツは，こうした初期

母－子関係の「情緒化」傾向が，80年代以降も基本的には継承されていたと考えている[55]。

ここで注視すべきことは，子どもをめぐる社会関係の唯一の判断基準として，「子どもの福祉」という考え方が一連の親子法の改正にも一貫して唱えられていた点である。子どもは，親や国家による扶養あるいは教育の単なる客体ではなく，むしろ子ども自身による「自己決定」や「共同決定」が強調されているように，権利の主体として位置づけられるようになりつつある。しかし，この基底にある「子どもの福祉」という考え方は，子どもをめぐる新しい諸関係を創出する場合のみならず，従来の人間関係を再固定化する場合にもしばしば用いられる。「一個の人格としての子ども」という考え方は，心理学による拍車とも相まって，子どもに対して最善の配慮（とりわけ教育）を行わなければならないという網の目を形成する[56]。こうした子どもをめぐる意味づけが果たす社会的役割については常に両側面を念頭に置かなければならない。

母－子関係の重視という考え方は，「パートナーシップと親性との分断」[57]として親子関係を理解しようとする家族研究の動向にも示されている。非婚生活共同体において，子どもがいない割合の方が圧倒的に多いことがその理由としてしばしば引用されているが（表２），結婚および家族の機能的専門化の過程において，家族が子どもの社会化のための唯一の専門的機関になったとの見方もある[58]。こうした考え方によれば，夫婦関係の意義の減少に反比例して，家族内における子どもとの関係の意味がますます増大する。つまり，従来情緒的機能を充足する役割を果たしてきた夫婦関係に代わって，子どもが情緒的機能を継承する候補として位置づけられている。子どもという存在，あるいは子どもの養育が，結婚さらには家族形成の新しい基盤になると考えられているのである[59]。

しかしその一方で，ドイツでは子どもをもたないカップルが増えており，子どものいるカップルとの「二極分化」[60]が指摘されている。また出生率の低下が，女性が子どもをもつことへの拒否を示す指標として位置づけられている場合もある。このことについて，ナーヴェ＝ヘルツは，人々にとっての家族の占める価値は，その重要性を失っていないと主張している。ナーヴェ＝ヘルツによれば，低出生率とは多子家族の減少，つまり子ども数の変化に起因するものであり，少なくとも社会的価値としての「親性」の魅力は減少していないと考えられている。それゆえに，子ども数の減少としての出生率の低下と，家族形成に対する積極的な態度とは両立しうる[61]。こうした親性に対する積極的態度は，２人目の子どもをめぐる心理的葛藤や「親性の延期」といった具体的な事例報告にも示されている。

（３）「近代家族的母－子関係」めぐるアンビバランス

戦後西ドイツの家族変動とは，パートナー関係と親性とが密接に結合していた近代家族が，パートナーシップと親性とに解体されると同時に，親性を家族形成の基盤とする動向として把握することができる。こうした変化を通じて，「近代家族的母－子関係」は，新しく意味づけ直されることになる。それが「子ども願望(Kinderwunsch)」をめぐる一連の議論である。

子供を産むことは，女性のライフコースの「個人化」によって，時期及び人数を含む多様な選択肢の中の一つへと変化しつつある。また

子どもという存在は，前述したように「子どもの福祉」という観点からみてますます「負担」と見なされるようになる。しかし，子どもという選択肢が達成困難なものになることで，逆説的に大人にとっての子供の存在意義は高まる。つまり従来母性愛に基づく義務として捉えられていた母－子関係は，今や女性にとっての人生の意味付与・個人的幸福に対する期待・自己存在の象徴的延長とむすびついたひとつの価値を提供すると考えられている。こうした女性にとっての母－子関係の新しい意味づけは，「義務価値」から「自己実現価値」への転換と見なされている[62]。

「自己実現としての子ども」は，80年代母性をめぐる議論を通じて女性運動の中にも一定浸透したが[63]，それにとどまらず，父－子関係の変化の中にも現れている[64]。「新しい父親(neue Väter)」に関する研究では，出産への立ち会いといった若い世代における新しい動向が確認されており，さらに，絶対数としてはあまり多いとは言えないが，シングルファーザーの登場（表４）も新しい家族形態として注目を集めている。家族領域における父－子関係への注目は，性別役割分業の変化としてだけではなく，発達心理学の分野においても，排他的関係であった「近代家族的母－子関係」をより開放的な関係に組み替えていく上で注目されている。父－子関係の登場は，母－子関係に矮小化されてきた親子関係からの脱却の可能性を意味している。しかしマリア・レリッヒらが指摘しているように[65]，西ドイツにおける子育てへの父親の参加は，時間がある場合にのみ限定されており，全面的な変化とは決して言い難い。80年代においてもなお，就業の有無にかかわらず，大部分の家事労働や育児の主要な担い手が母親であるという現実は変わっていないという点に考慮しながら，今後の父－子関係の動向を検討していく必要がある。

いずれにせよ，義務価値から自己実現価値への親性の意味転換に示されている「近代家族的母－子関係」の新しい意味づけは，子どもをめぐる新しい関係性の端緒となりうるものであ

表４　年齢別一人親家族

	総　数		父子家族		母子家族	
	1972年	1982年	1972年	1982年	1972年	1982年
20歳以下	10000	14000	－	／	10000	10000
20－25歳	45000	68000	－	5000	42000	63000
25－30歳	66000	158000	／	13000	61000	145000
30－35歳	108000	188000	13000	17000	94000	171000
35－40歳	119000	218000	17000	28000	102000	190000
40－45歳	130000	200000	17000	35000	113000	165000
45－55歳	330000	443000	34000	95000	296000	348000
55歳以上	656000	577000	99000	10500	556000	472000
総　数	1462000	1865000	188000	301000	1274000	1565000

出典：Mirozensus April 1972, April 1988. zit nach; Statistische Bundesamt (Hg.), *Familien heute: Strukturen, Verläufe und Einstellungen*, Metzler-Poeschel Stuttgart, 1990, S.18.

る。しかし，イボンヌ・シュッツが，今日における子育ての特徴を以下の３点に整理した上で指摘しているように，自己実現価値としての子育てには，可能性と同時に大きな問題が含まれている。

1．親の行動範囲は子どもと関わりのある活動に限定される
2．親子関係に対する意義とは反対に，パートナー関係の意義は低減する
3．主観的レベルでの「子どもの自立」は，子育ての意味づけによって妨げられる

ここに示されているように，「自己実現としての子ども」は，パートナー関係の代替という点からもますます重視される傾向にある。しかし人間関係のネットワークの中でしか生きることのできない子どもにとって，親の側からの一方的な意味づけは，前述したような「子どもの福祉」という網の目の中で，過剰な意味づけを煽る可能性を含んでいる。ブルツバッハーがかつて親子関係に対するパートナー関係の自立性を強調したが，今日生じている問題の背景には，家族内でのパートナー関係の自立性を保障できる社会的環境が保障されていないという構造的な問題がある。このことは，親の行動範囲の制限，すなわちドイツの社会における「子どもに対する不寛容性」[66]とも密接に関連していると思われる。こうした社会構造の下で，親子関係がスムーズに構築し得ない場合，過度な意味づけは，暴力に発展することによって，逆に子どもの自立の阻害要因として作用する危険性がある。つまり，「子ども願望」に示される親性の意味転換は，新しい関係性への端緒と同時に，「愛情装置」としての子育てがもっている根本的矛盾という側面も含んでいる。このことを戦後西ドイツの家族変動に照らし合わせるならば，今日の「近代家族的母－子関係」は，その歴史的な変遷の中で，異なる二つのベクトルを内包した矛盾が顕在化しつつあると言えるのではないだろうか。

おわりに

本稿では，ドイツの「近代家族的母－子関係」の歴史的変遷について，とりわけ第二次世界大戦以降の家族変動との関連性を中心に検討してきた。ドイツにおける近代家族の形成過程とは，ヘーゲルの家族論に示されているような親子関係モデルが，「近代家族的母－子関係」へと回収される過程でもあった。戦後，とりわけ60年代以降の家族変動において，パートナー関係は従来の価値規範に拘束されることのないますます個人の選択の問題（「個人化」）へと変化した。それに対して親性については依然として社会的価値規範としての有効性が確認されており，このことは「パートナーシップと親性との分断」として現れる結果となった。しかし親性も不変ではなく，義務価値から自己実現価値への意味転換が生じることとなった。このことは，一方では子どもをめぐる新しい人間諸関係への転換の可能性を含んでいると同時に，過剰な意味づけの危険性を孕んだものであることが明らかになった。今後は，親子関係における「個人化」という問題との関連で，冒頭で触れた個人化の３つの次元，とりわけ第３の次元（再統合）のあり方，その可能性について，検討していく必要がある。

最後に，親子関係における「個人化」という研究課題との関連で，今日の母－子関係をめぐる，「子ども」の側からの意味づけ，および「政治的・社会的意味づけ」という問題につい

て若干触れておきたい。

まず「子ども」の側からの意味づけとしては，家族以外の子どもの社会的ネットワーク（兄弟・友人・祖父母・近隣）の影響力の拡大が指摘されている[67]。青年期を中心とした一連の研究は，初期母－子関係に限定されない新しい視点として，母－子関係研究にとっても今後重要性を増すと考えられる[68]。しかしその一方で，依然としてこうした青年研究と母－子関係研究との間には大きな理論的断絶があると言わざるを得ない。

さらに，80年代の西ドイツにおける母－子関係に関する「政治的・社会的意味づけ」については，戦後復興期の家族強化というコンテクストとは異なっていることへの配慮が必要になると思われる。コール政権の家族政策[69]では，子供を持つ家族の負担調整が目標として掲げられ，所得税法および児童手当法の法改正が行われた。さらに，子どもの生命保護という観点から，妊婦，とりわけ未婚の母親に対する援助を目的とする「母と子：未出生の子の生命保護」財団も設立された。こうした80年代における母－子関係への政治的関心の背景には，「近代家族的母－子関係」だけではなく，増加傾向にあったシングルマザー（表４）もその対象として含まざるを得ないという社会的状況がある。ここで語られている母－子関係について，従来女性に求められてきた社会的役割（妻，主婦，母）からだけではなく，「子どもの福祉」という観点がますます強調されるようになっている。こうした80年代の家族政策の方向性が，戦後の家族強化のコンテクストとは明らかに異なるということを念頭におかなければならない。

さらに母－子関係の「政治的・社会的意味づけ」をめぐっては，「親密圏」としての可能性[70]も検討しなければならない。アドルノは，子どもが，単に個人的な自己実現だけではなく，業績主義・計算可能性によって支配されているその他の社会関係とは性質の異なる唯一の社会関係であると指摘した[71]。80年代の様々な報告からも明らかなように[72]，子どもは他の社会関係では満たされない情緒的結びつき，しかも解消不可能な結びつきをもたらしてくれる。例えば，80年代に登場した西ドイツの母親運動[73]は，「社会の支配的なアテンションの配置＝配分に対抗して形成」[74]される母親と子どものための自助グループの一例として位置づけることができるであろう。私たちは，「親密圏」としての危険性と可能性の双方に配慮しながら，グレーゾーンとしての家族という現実を生きなければならない。

1）　Ulrich Beck, “The Reinvention of Politics: Toward a Theory of Reflexive Modernization”, in: Ulrich Beck, Antony Giddens, Scott Lash, *Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order,* Polity Press, 1994.

2）　Ulrich Beck, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne,* Suhrkamp, 1986.（東廉・伊藤美登里訳『危険社会：新しい近代への道』法政大学出版局，1998年，191頁）

3）　ベックは，「個人化」を，客観的変化，すなわち「人々に何が起こっているのか」ということと同時に，主観的変化，「人々が行動や意識において自分に起こっている状況とどうつきあうか」という二側面から，個人化の３つの次元を捉えようとしている。

図表　ウルリッヒ・ベックにおける「個人化」概念の分析次元

	生活状況（客観的）	意識／アイデンティティ（主観的）
解除（フライゼッツング）		
安定性喪失		
統制の種類		

出典：Ulrich Beck, *Risikogesellschaft*, 1986, S. 207.（邦訳，254頁）

4） Hans Bertram, “Individuen in einer individualisierten Gesellschaft”, in: Hans Bertram (Hg.), *Das Individuum und seine Familie: Lebensformen, Familienbeziehungen und Lebensereignisse im Erwachsenenalter (Deutsche Jugendinstitut Familien-Survey* Band 4), Leske+Budrich, 1995, S. 12.

5） 例えば以下の論文を参照。Günter Burkart, “Individualisierung und Elternschaft - Das Beispiel USA”, in: *Zeitschrift für Soziologie,* Jg.22. Heft.3, 1993, S. 159-177.

6） Heiner Geißler, *Die Neue Soziale Frage: Analysen und Dokumente*, Herder, 1976.

7） John Tomlinson, *Globalization and Culture,* Polity Press, 1999.（片岡信訳『グローバリゼーション：文化帝国主義を超えて』青土社，2000年）。

8） Phillipe Ariès, *L'Enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime,* Éditions du Seuil, 1960.（杉山光信訳『＜子ども＞の誕生―アンシャン・レジーム期の子どもと家庭生活』みすず書房，1980年）。ちなみにこの著書は，アメリカでは1962年に翻訳されているのに対して，ドイツでは1975年，日本では1980年と，10年以上遅れて出版されている。

9） Irene Hardach-Pinke, Gerd Hardach (Hg.), *Deutsche Kindheiten: Autobiographische Zeugnisse 1700-1900,* Athenäum Verlag, 1978.（木村育世他訳『ドイツ／子どもの社会史：1700－1900年の自伝による証言』勁草書房，1992年）

10） 発達心理学の歴史的理論展開については，さしあたり柏木惠子編『父親の発達心理学：父性の現在とその周辺』（川島書店，1993年）を参照。

11） Herrad Schenk, *Die feministische Herausforderung. 150 Jahre Frauenbewegung in Deutschland*, C.H.Beck, 1980, S. 333.

12） Ute Frevert, *Frauen-Geschichte: Zwischen Bürgerlicher Verbesserungen und Neue Weiblichkeit*, Suhrkamp, 1986. S. 33-51.（若尾祐司・山本秀行・原田一美・姫岡とし子・坪郷實『ドイツ女性の社会史』晃洋書房，1990年，26－44頁）

13） Michael Mitterauer, Reinhard Sieder, *Vom Patriarchat zur Partnerschaft: Zum Strukturwandel der Familie,* C.H.Beck, 1977. S. 4-6.（若尾祐司・若尾典子訳『ヨーロッパ家族社会史』名古屋大学出版会，1993年，7－10頁）また，Ingeborg Weber-Kellermann, *Die deutsche Familie. Versuch einer Sozialgeschichte,* Frankfurt/M, 1974.（鳥光美緒子訳『ドイツの家族～古代ゲルマンから現代』勁草書房，1991年）も参照。

14） 例えば「農民家族(bäuerliche Familie)」「手工業者家族(Familie der Handwerker)」「家内労働者家族(Familie der Heimarbeiter)」といった分類が行われている。Reinhard Sieder, *Sozialgeschichte der Familie,* Suhrkamp, 1987.

15） 若尾氏は，ヨーロッパの結婚制度に大きな影響を及ぼしてきたキリスト教の結婚観について，「男女間の序列＝家父長主義」と「キリスト教性倫理＝一夫一婦制の非解消原則」をその中心的特徴として指摘している。若尾祐司『近代ドイツの結婚と家族』（名古屋大学出版会，1996年）4頁。

16） Bernhard Schäfers (Hg.), *Grundbegriffe der Soziologie.* 4. Auflage, Leske+Budrich, 1995, S. 40.

17） Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Phänomenologie des Geistes*, 1807.（長谷川宏訳『精神現象学』作品社，1998年）なお，ヘーゲルの家族論については，以下の論考が詳しい。山内芳文『ドイツ近代教育概念成立史研究』（亜紀書房, 1994年）。細谷実「近代家族論」（城塚登・浜井修編『ヘー

ゲル社会思想と現代』東京大学出版会，1989年）。

18）　山田昌弘『近代家族のゆくえ：家族と愛情のパラドックス』（新曜社，1994年）。同「現代社会における子育ての「意味」の危機」（『家族社会学研究』第11号，1999年）53頁。

19）　田村雲供『近代ドイツ女性史：市民社会・女性・ナショナリズム』（阿吽社，1998年）36頁。

20）　同前，37頁。

21）　同前，31－32頁。

22）　依田精一「資本主義ドイツにおける家族政策と家族法」（福島正夫編『家族　政策と法４　欧米資本主義国家』東京大学出版会，1981年）214頁。

23）　宮井忠夫「西ドイツ家族法の改正について（上）」（『ジュリスト』No.639，1977年）105頁。

24）　我妻栄「ナチスの私法」（我妻栄・杉村章三郎編『ナチスの法律』日本評論社，1934年）80頁。

25）姫岡とし子『近代ドイツの母性主義フェミニズム』（勁草書房，1993年）。

26）　同前，38－42頁。

27）　川越修編『近代を生きる女たち：一九世紀ドイツ社会史を読む』（未来社，1990年）。

28）　Max Horkheimer, *Studien über Autorität und Familie : Forschungsberichte aus dem Institut für Sozialforschung,* F. Alcan, 1936.（清水多吉訳『道具的理性批判Ⅱ　権威と家族』イザラ書房，1970年）

29）　我妻栄，前掲論文，63頁。また，未婚の母に対するナチスの方針は決して一貫しているものではなかったが，ナチス親衛隊長（ＳＳ）のヒムラーらによって，法律上特別の保護が与えられるようになった。詳細は，依田精一，前掲論文，222－223頁。

30）　Helmut Schelsky, *Wandlungen der deutschen Familie in der Gegenwart: Darstellung und Deutung einer empirisch-soziologischen Tatbestandsaufnahme,* Ardey, 1953. Gerhard Wurzbacher, *Leitbilder gegenwärtigen deutschen Familienlebens: Methoden, Ergebnissse und sozialpädagogische Folgerungen einer soziologischen Analyse von 134 Familienmonographien,* Enke, 1958. Gerhard Bumert, *Deutsche Familien nach dem Kriege,* E.Roether, 1954.

31）　Helmut Schelsky, a.a.O.

32）　ここには，ワイマール期における婚姻の優位性から，家族の優位性への移行を読みとることができる。なお，ワイマール憲法とボン基本法の規定の比較については，依田精一，前掲論文，239－241頁を参照。

33）　同前，241－245頁。網野武博「家族政策と児童青少年対策」（社会保障研究所編『西ドイツの社会保障』東京大学出版会，1989年）327－353頁。

34）　Reinhard Sieder, a.a.O., S. 243-281.

35）　広渡清吾「西ドイツの家族事情」（『法律時報』Vol. 56, No. 4，1984年）42頁。

36）　広渡清吾，前掲論文，42－44頁。

37）　Rosemarie Nave-Herz, “Kontinuitat und Wandel in der Bedeutung, in der Struktur und Stabilitat von Ehe und Familie in der Bundesrepublik Deutschland”, in: Rosemarie Nave-Herz (Hg.), *Wandel und Kontinuität der Familie in der Bundesrepublik Deutschland,* Ferdinand Enke Verlag, 1988, S. 64.

38）　Ebenda, S. 69.

39）　Ebenda, S. 69.

40）　Hartmann Tyrell, “Ehe und Familie-Institutionalisierung und Deinstitutionalisierung”, in: Kurt Lüscher, Franz Schultheis, Michael Wehrspaun (Hg.), *Die “Postmoderne Familie: Familiale Strategien und Familienpolitik in einer Übergangszeit”,* Universitätsverlag Konstanz, 1988.

41）　Rosemarie Nave-Herz, a.a.O., S. 69.

42）　ドイツにおける婚姻外生活共同体に対する状況および法的対応については，伊藤司「ドイツにおける婚姻外生活共同体」（『法学』第57巻，第５号，東北大学法学会，1993年）を参照。

43）　高橋秀寿「現代ドイツ家族の歴史的系譜：「ポストモダン」家族概念をめぐって」（『立命館文学』第532号，立命館大学人文学会，1993年

10月）1099頁。

44） Elisabeth Beck=Gernsheim, “Vom “Dasein für andere” zum Anspruch auf ein Stück “eigenes Lebens”. Individualisierungsprozesse im weiblichen Lebenszusammenhang”, in: *Soziale Welt: Zeitschrift für Sozialwissenschaftliche Forschung und Praxis*, Jahrgang 34, Heft, 3. 1983.

45） ヴォルフラム・ミュラー・フライエンフェルス「20世紀におけるドイツ家族法の変遷：第二次世界大戦終結後を中心に」（ヴォルフラム・ミュラー・フライエンフェルス他著／田村五郎編訳『ドイツ現代家族法』中央大学出版部，1993年）３頁。

46） 宮井忠夫，前掲論文

47） レナーテ・ヘロルド「職場における男女平等法」（『法律時報』Vol. 53, No. 8，1981年）。

48） Hartmann Tyrell, “Probleme einer Theorie der gesellschaftlichen Ausdifferenzierung der privatisierten modernen Kernfamilie”, in: *Zeitschrift für Soziologie*, Jahrgang 5, Heft 4, 1976, S. 365.

49） Yvonne Schütze, “Zur Veränderung im Eltern-Kind-Verhältnis”, in: Rosemarie Nave-Herz (Hg.), a.a.O., S. 101.

50） Gerhard Wurzbacher, a.a.O., S. 161.

51） Gerhard Wurzbacher, *Das Dorf im Spannungsfeld industrieller Entwicklung: Untersuchung an den 45 Dörfern und Weilern einer westdeutschen ländlichen Gemeinde. Schriftenreihe des Unesco-Institutes für Sozialwissenschaften Köln*, F.Enke, 1954. zit. nach Yvonne Schütze, a.a.O., S. 98.

52） ヴォルフラム・ミュラー・フライエンフェルス，前掲論文，19頁。

53） 本沢巳代子「ドイツの家族機能と家族政策」（『季刊・社会保障研究』Vol.27，No.2，社会保障研究所，1991年）147頁。

54） 村上淳一／ハンス・ペーター・マルチュケ著『ドイツ法入門（改訂第２版）』（有斐閣，1994年）124頁。

55） Yvonne Schütze, a.a.O., S. 105.

56） Elisabeth Beck-Gernsheim, “Alles aus Liebe zum Kind”, in: Ulrich Beck, Elisabeth Beck-Gernsheim, *Das ganz normale Chaos der Liebe*, Suhrkamp, 1990, S. 170. Elisabeth Beck-Gernsheim, *Die Kinder frage: Frauen zwischen Kinderwunsch und Unabhängigheit*, C.H.Beck, 1989, S. 159-168.（木村育世訳『子どもを持つという選択』勁草書房，1995年，190－203頁）

57） Bernhard Schäfers (Hg.), a.a.O., S. 69-72.

58） Katharina Pohl, “Wende oder Einstellungswandel? Heiratsabsichten und Kinderwunsch 18- bis 28jähriger deutscher Frauen 1978-1983”, in: *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, vol. 11, 1985.

59） Rosemarie Nave-Herz, “Familiale Veränderungen in der Bundesrepublik Deutschland seit 1950”, in: *Zeitschrift für Sozialisationsforschung und Erziehungssoziologie*, 1, 1984, S. 45-63.

60） Gero Federkeil, “The Federal Republic of Germany: Polarization of Family Structure”, in: Franz-Xaver Kaufmann, Anton Kuijsten, Hans-Joachim Schulze, Klaus Peter Strohmeier (eds.), *Family Life and Family Politics in Europe*. Clarendon Press, 1997, p. 77-79.

61） Rosemarie Nave-Herz, 1988, S. 75.

62） Rainer Münz, “Kinder als Last, Kinder aus Last?”, in: Joachim Matthes (Hg.), *Kreise der Arbeitsgesellschaft? Verhandlungen des 21. Deutschen Soziologentages*, Campus, 1982, S. 228-248.

63） 拙稿「現代における母子関係の意味変容―ウルリッヒ・ベックの「個人化」論を手がかりとして―」（『立命館大学産業社会論集』第35巻第１号，1999年）。

64） Rosemarie Nave-Herz, 1988, S. 76.

65） Andrejs Urdze, Maria S. Rerrich, *Frauenalltag und Kinderwunsch*: *Motive von Müttern für oder gegen ein zweites Kind*, Campus, 1981, S. 79.

66） 魚住明代「ドイツにおける出生率と家族政策」

（阿部誠編『先進諸国の人口問題：少子化と家族政策』東京大学出版会，1996年）226－227頁。

67）　Yvonne Schütze, a.a.O., S. 109.

68）　最近日本でも，「子ども」の視点からの親子関係のあり方が問われつつある。小玉亮子「「子どもの視点」による社会学は可能か」（井上俊・上野千鶴子・大沢真幸・見田宗介・吉見俊哉編『岩波講座　現代社会学12　こどもと教育の社会学』岩波書店，1996年）191－208頁。

69）　コール政権下の家族政策に関しては，本沢巳代子「西ドイツにおける最近の家族政策の動向」（『大阪府立大学経済研究』33巻２号，1988年）を参照。

70）　「親密圏」をめぐる議論は，以下の論考を参考にした。Anthony Giddens, *The Transformation of Intimacy,* Stanford University Press, 1992.（松尾精文・小幡正敏訳『親密性の変容：近代社会におけるセクシュアリティ・愛情・エロティシズム』而立書房，1995年）。佐藤和夫「『親密圏』としての家族の矛盾」（女性学研究会編『女性学研究　女性がつくる家族』第４号，勁草書房，1996年）。

71）　Theodor W. Adorno (Hg.), *Soziologische Exkurse,* 1956, S. 126.

72）　Barbara Sichtermann, V*orsicht Kind. Eine Arbeitsplatzbeziehung für Mütter, Väter und andere,* Klaus Wagenbach, 1982.

73）　母親運動のひとつの思想的到達点としては，1987年緑の党内で提起された「母親宣言」が挙げられる。“Müttermanifest”, in: Sozialwissenschaftliche Forschung und Praxis für Frauen e.V. (Hg.), *Beiträge zur feministischen Theorie und Praxis,* Heft 21/22. 1988.（拙訳「母親宣言：子供と共に生きる－主張しはじめる母親たち」『立命館大学産業社会論集』第34巻第４号，1999年）。

74）　斎藤純一「公共性の複数の次元：生の保障／現れ」（『現代思想／特集：市民とは誰か』５月号，1999年）221頁。

The Historical Genealogy of Mother-Infant Relationship: Changes in the Family after WWII in West Germany.

Mao SAITO＊

Abstract: Individualization in the mother-infant relationship has become a subject of recent debate in Family Studies in Germany. As a contribution to this debate, I will elucidate the historical transition of the mother-infant relationship in the modern family in Germany, which has been regarded as the core relationship between parent and child. The mother-infant relationship was given meaning through the social role of motherhood in the formative period of the modern family in Germany. But in the process of change after WWII—especially the division into partnership and paretnhood—the mother-infant relationship has been given a new meaning through the transformation of parenthood.

key words: Ulrich Beck, individualization, the mother-infant relationship in the modern family, parenthood, desire for children

＊Graduate Student, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University